

「第41回全日本トライアスロン宮古島大会協賛プロモート業務」プロポーザル実施要領

1 目的

全日本トライアスロン宮古島大会は、「海・風・太陽（ていだ）熱き思い 君を待つ」をテーマに掲げ、国内外のトライアスリートとの交流、宮古島の美しい自然を生かしたスポーツアイランド宮古島の振興に寄与することを目的としている。

全日本トライアスロン宮古島大会の安定的な開催及び継続的な発展を目的として、既存協賛企業との良好な関係維持、新規協賛企業の開拓、協賛特典の円滑な実施及び協賛に関する各種プロモート業務において、安全かつ円滑に業務を遂行する者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

第41回全日本トライアスロン宮古島大会協賛プロモート業務

(2) 業務場所及び内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年8月31日（火）まで

(4) 委託業務予算限度額 3,553,000円（消費税および地方消費税含む）

選定業者との正式契約は、企画提案された内容及び金額と選定後の内容・経費等を含む契約交渉を行い締結する。

(5) 契約条件

本プロポーザルは契約候補者の選定を行うものであり、契約は第41回全日本トライアスロン宮古島大会の開催決定を条件とする。

3 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

4 スケジュール（予定）

内 容	時 期
1. 実施要領等の公表及び質問受付開始	令和8年 7月27日（月）
2. 参加表明書（様式1）の提出	令和8年 8月 3日（月）
3. 実施要領等に関する質問書（様式2）の提出期限	令和8年 8月 3日（月）
4. 質問に対する最終回答	令和8年 8月10日（月）
5. 企画提案書等の提出期限	令和8年 8月14日（金）
6. 企画提案書等の選定委員会 （プレゼンテーション方式）	令和8年 8月21日（金）
7. 審査結果通知書の発送（予定）	令和8年 8月24日（月）
8. 委託契約の締結（予定）	令和8年 9月上旬

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の条件をすべて満たしていること。

- ① 実施者は日本法人（法人登記）であり、本事業に関する契約を本実行委員会と直接締結できる事業者であること。
- ② 実施者は、提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組

織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要があります。

- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に定める更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に定める再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）第475号若しくは第644条の規定に基づく生産の開始又は破産法（平成16年法律第75号）18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 各種税金の滞納をしていないこと。
- ⑦ 本プロポーザルの申し込みをしようとする者が、暴力団委員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑧ 本実行委員会と情報共有を密にし、安全かつ円滑に業務を遂行できる者

6 参加表明書及び質問の受付・回答

本プロポーザルに参加を希望する者は、別紙「参加表明書（様式1）」を提出すること。

また、本実施要領及び仕様書並びに企画提案書作成に関する質問を次のとおり受け、全ての参加者にメールで回答する。

ただし、ノウハウに関わる部分等を周知されることにより、参加者の権利、競争上の地位、その他正当の利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに別途回答する。

（1）提出様式

別紙「参加表明書（様式1）」、「質問書（様式2）」のとおりに

（2）提出方法

電子メールにより提出すること。

（3）提出期限

令和8年8月3日（月） 午後5時（必着）

（4）提出先

宮古島トライアスロン実行委員会事務局

（宮古島市役所観光商エスポーツ部スポーツ振興課内）

メールアドレス：ks.event@city.miyakojima.lg.jp

メール件名：

「送付者名_全日本トライアスロン協賛プロモート参加表明書（又は質問書）」

電話 0980-73-1046（直通）

（5）留意事項

- ① 電話や来訪による口頭での質問及び質問書の提出期限後の質問は受け付けない。
- ② 提出後は受信確認を行うこと。
- ③ 質問は当該業務に係る内容や申込手続きに関する事項に限るものとし、企画提案

書等の審査に関する内容や他の事業者からの提案状況、企画又は積算に関する内容等は受付けない。

(6) 事務局からの回答

① 回答方法 メールにより回答

② 回答日 令和8年8月10日(月)までに回答

(7) 参加表明の取下げ

質問への回答等に伴い参加表明を取り下げる場合は、別紙「参加表明取下げ書(様式3)」を提出すること。

参加表明取下げ書の提出期限：令和8年8月14日(金)

7 企画提案書の提出

参加表明者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

(ア) 企画提案書(任意様式、例に記載する項目が明記されていること)

(イ) 企画提案に基づく業務全体経費の見積書

(ウ) 会社情報

① 「5 参加資格-①」の登録を受けている証明の写し等

② 納税証明書(申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。)

※法人税、消費税及び地方消費税等の未納がない証明書

③ 履歴事項全部証明書(申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。)

④ 財務諸表類(直近1年度分のみ。)

⑤ 別紙仕様書に基づき作成した次の書類を提出することとする。

(エ) 企画提案に基づく業務全体経費の見積書(業務名を明記すること。業務一式などの表現での記載は認めない。)

(オ) その他提案に付随する資料(パンフレット等)

(例)

令和8年 月 日

宮古島トライアスロン実行委員会

会長(宮古島市長) 嘉数 登 様

企業名

代表者(取扱窓口営業所長名 可)

印

所在地 〒

連絡先

担当者氏名・所属・連絡先

全日本トライアスロン宮古島大会協賛プロモート業務企画提案書等

(2) 様式及び提出部数

A 4 版サイズにより、7 部（原本 1 部、副本 6 部）

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

なお、持参の場合の受付時間は、土曜、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は簡易書留によるものとする。

(4) 提出期限

令和 8 年 8 月 14 日（金）午後 5 時（必着）

(5) 提出先

宮古島トライアスロン実行委員会事務局

（宮古島市役所観光商エスポーツ部スポーツ振興課内 川根・多良間）

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140

(6) 留意事項

- ① 複数の企画提案書等を提出することはできない。
- ② 提出期限締め切り後の企画提案書等の書類の変更、差し替え又は再提出はできない。ただし、誤字・脱字等の軽微なものを除く。
- ③ 提出された企画提案書等の書類は、採用の有無にかかわらず返却しないものとする。
- ④ 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲内で実行委員会が複製することがある。また、契約候補者に選定された提案者の企画提案書の著作権は実行委員会に帰属するものとし、提出書類については、実行委員会が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- ⑤ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした提案者を本プロポーザルの選考から除外する。

(7) その他

提案書は、本プロポーザルの審査のみに使用し、契約にあたっては、提案書に記載された提案の全てを採用するものではない。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者は、実行委員会においてプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時及び場所（詳細は、別途通知する。）

日時：令和 8 年 8 月 21 日（金） 場所：宮古島市役所 3 階 会議室①

(2) 提案者側の参加者

3 名以内

(3) 実施内容（1 参加者につき 30 分程度）

- ① プレゼンテーション
- ② 選定委員からの質疑応答

(4) 留意事項

プレゼンテーションは提出のあった企画提案書等によりその内容を口頭で補足する形式で行うこととする。ただし、実行委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

9 契約候補者の選定方法及び結果の通知

(1) 契約候補者の選定

提出された参加表明書、企画提案書及び提案者からのプレゼンテーション等に基づき、実行委員会での審査により決定する。審査は、「(2) 評価基準」に基づき評価採点し、最も高い評価を得た者1者を本業務の契約候補者として選定する。

なお、参加者が1者のみであっても、本プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

また、契約候補者が辞退又は特別な理由により契約締結が出来ない場合は、審査結果の次点者と詳細等協議のうえ契約を締結することができるものとする。

なお、その場合でも要領・仕様書に記載している条件等は同じとする。

(2) 企画提案書等の評価基準

次に掲げる項目について評価する。

評価区分	評価項目
業務理解	○ 業務目的・趣旨の理解度
実施方針	○ 業務の進め方や実施方針が具体的かつ実現性
企画提案	○ 協賛獲得に向けた営業手法や提案内容
実施体制	○ 人員配置、役割分担、連絡体制
業務工程	○ 適切な業務工程であり、確実な業務遂行見込み
経費見積	○ 業務経費（妥当性・具体性）
独自性	○ アイデア・追加提案等
機密性	○ 企業・個人情報の取り扱い

(3) 選定結果の通知について

- ① 選定結果については、契約候補者となるべき者が決定後速やかに提案者全員へ、「プロポーザル審査結果通知書（様式4）」により通知する。

通知書発送予定日 令和8年 8月24日（月）

- ② 選定結果（契約候補者）については、各提案者宛に書面により通知する。
③ 提案者は選定内容及び選定結果への質問・異議申立てをすることができない。

10 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とすることがある。

- (1) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (2) 本実施要領等の条件を満たさない場合
- (3) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与えるような行為又はその疑いのある行為をした場合

11 その他の留意事項

- (1) 本提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

- (2) 参加表明書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。
- (3) 本プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
- (4) 提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出はできない。ただし、誤字・脱字等の軽微なものを除く。
- (5) 委託業務費用については、実行委員会の予算に基づいて契約締結の協議を行うものであり、提出した見積金額により契約締結を行うものではない。
- (6) 今後の社会情勢やその他の不可抗力等により、契約締結日までに本事業を中止する場合、参加者に対して実行委員会は一切の責任を負わないものとする。